

# 和牛精液及び受精卵の 適正管理に関する説明会

令和2年10月1日から、法改正及び新法が施行され、  
和牛精液等の流通に関する規制が強化されます。

## 【改正のポイント】

- ✓ 和牛精液・受精卵の採取、処理、保存をするには家畜人工授精所の開設許可が必要です。（法改正以前からのルール。自家利用は除く）  
⇒ 家畜人工授精所の開設なく、和牛精液・受精卵を仲間に譲ったり、売ったりすることはできません。
- ✓ 家畜人工授精所が遵守すべきルールが追加されました。  
⇒ 精液等の譲渡等記録簿の義務化、稼働状況の報告（年1回）など
- ✓ 不正に取得した精液等には、差止請求・損害賠償請求が措置されました。

◎法律の概要について畜産関係者を対象とした説明会を開催します。

日時

令和2年 **9月11日**（金）

**14:00~16:30**（開場 13:30）

場所

**深谷市民文化会館 小ホール**

（深谷市本住町17-1）

内容

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要  
家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

主催

埼玉県農林部畜産安全課

アクセス

- 電車でのアクセス：JR高崎線深谷駅から徒歩20分
- 自動車でのアクセス：関越自動車道花園ICから25分
- 駐車場収容台数：約300台  
（深谷コミュニティセンター・深谷市保健センターとの兼用）

- 参加を御希望される方は、裏面の出欠連絡票をFAXまたは、出欠連絡票の記載事項をメールで下記担当まで御連絡ください。（9月7日（月）13時締切）
- 出席の際は、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、自宅での検温に御協力願います。

申込先・問合せ先 埼玉県農林部畜産安全課畜産振興担当

電話 048-830-4194 FAX 048-830-4837

メール a4170-02@pref.saitama.lg.jp

埼玉県農林部畜産安全課 畜産振興担当（三井）あて  
メール：a4170-02@pref.saitama.lg.jp  
F A X：048-830-4837

## 和牛精液及び受精卵の適正管理に関する説明会 出欠連絡票

所属/社名：  
担 当 者：  
電 話：  
メ ー ル：  
業 種：家畜人工授精所 獣医師 家畜人工授精師 酪農家 肉用牛繁殖農家  
その他（ ）  
※当てはまるものにチェックしてください。

標記説明会に ・ 出 席 します。

・ 欠席のため資料送付を希望します。

※いずれかに丸をつけてください

※出席の場合、以下を記入ください。

出席者	所属/社名	
	職・氏名	
	電話	
	メール	

※欠席の場合、以下を記入ください。

資料送付先	住所	〒
	あて名	